

(件名)

幼保連携型認定こども園川崎幼稚園を運営する
学校法人榛原学園に対する改善勧告について

(健康福祉部福祉長寿局福祉指導課)

静岡県は、学校法人榛原学園に対して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条（以下「法」という。）に基づき、特別指導監査を実施してきたが、令和4年10月14日付けで法第20条に基づく改善勧告を发出した。

1 改善勧告の対象者

対象者名：学校法人榛原学園（所在地：牧之原市静波1398番地）

2 特別指導監査の実施状況

対象施設等	幼保連携型認定こども園川崎幼稚園（定員200人）	
確認事項	事故当日の状況、送迎バスの運行等の安全管理体制	
監査内容	全体調査	○立入調査：令和4年9月9日（金）、13日（火）、22日（木）の3日間
	個別調査	○聴取状況：園長、副園長、主任保育教諭等 延べ26人、実人員20人
	書類調査	○確認した書類 ・危険等発生時対処要領及び各種マニュアル、事故報告書、業務分担表、児童の登降園記録、職員の出退勤記録、勤務表、保護者アンケート など

3 特別指導監査で確認した事故原因

- (1) 乗務員・運転手による降車確認の未実施
- (2) 不適切な登園確認
- (3) 欠席連絡がない園児の保護者に対する確認の未実施

4 法令等に抵触する事実の概要

項目	抵触する事実	
事故防止及び安全対策	「学校安全に関する設置者の責務」(学校保健安全法) 「組織的な体制整備」 (教育・保育要領)	ア 安全確保のための組織的な体制整備の不備 イ 送迎バス運行体制の不備 ウ 登降園管理体制の不備
	「危険等発生時対処要領等の作成と周知」 (学校保健安全法) (教育・保育要領)	エ 危険等発生時対処要領及び各種マニュアルの見直しと実践的な職員研修の未実施

「保護者との連絡」(設備・運営基準) 「保護者との相互理解」 (教育・保育要領)	オ 保護者との連絡体制の不備
--	----------------

5 改善勧告事項

改善勧告事項	具体的な内容
(1)安全管理に関する役割を明確にした組織体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 送迎バス内死亡事故の発生原因と責任の所在の明確化 役職に応じた役割の明確化 園のルール等の再点検・書面化、定期的な周知・見直し
(2)安全な送迎バス運行体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 運転手、乗務員及び園長等関係職員の役割分担の明確化 今後県が策定する安全管理指針の内容を踏まえた送迎バス運行マニュアルの作成 マニュアルの周知徹底、安全な運行体制の整備
(3)登降園に係るルールの作成と職員への周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 登降園に係るルールの明確化 全職員への周知徹底 取りまとめ責任者の設置及び登降園情報の管理
(4)危険等発生時対処要領及び各種マニュアルの定期的な見直しと実践的な職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等を活用した周知と定期的な見直し 新たに判明した改善事項のマニュアルへの反映 重大事故が発生しやすい場面を想定した実践的な研修の計画的な実施
(5)保護者との連絡体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への連絡・確認及びチェック体制の明確化と職員への周知

6 報告期限

- ・上記5の(1)、(3)及び(5) 令和4年10月28日(金)
- ・上記5の(2)及び(4) 令和4年11月11日(金)

7 今後の対応

- ・提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、改めて現地で実施状況を確認し、確実な実行を促す。
- ・改善を求めた事項について改善されない場合には、認定こども園法第20条に基づく改善命令の発出を検討する。